

法務省民二第1675号
令和6年12月2日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部等の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(登記官による本人確認)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（<u>国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書又は健康保険日雇特例被保険者手帳</u>にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u>、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する<u>被保険者等記号・番号等</u>、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u>、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112</p>	<p>(登記官による本人確認)</p> <p>第33条 [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>5 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（<u>国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証</u>にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u>、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等</u>、国家公務員共済組合法（</p>

条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）にあつては基礎年金番号（国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあつてはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号（同条第5項に

昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）にあつては基礎年金番号（国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）にあつてはその裏面を除く。）の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年

規定する個人番号をいう。)を除く。)を本人確認調書に記録すれば足りる。

金番号並びに個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。)を除く。)を本人確認調書に記録すれば足りる。

別記第51号(第33条第3項関係)

別記第51号様式(第33条第3項関係)

別記第51号(第33条第3項関係)
本人確認調書

調査年月日	令和 年 月 日
調査担当者	律
調査対象の登記	受付の年月日【令和 年 月 日】 交付番号【第 号】 登記の目的【 号】
調査対象者(申請人)	住所氏名 <input type="checkbox"/> 登記義務者 <input type="checkbox"/> 登記権利者 <input type="checkbox"/> その他()
申請人となるべき者以外の者が申請しているに疑うに足りる相当の理由の概要	
調査の相手方	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 資格者代理人(氏名) <input type="checkbox"/> その他()
調査方法	<input type="checkbox"/> 面談による調査(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 電話による事情聴取(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 資料の提出 <input type="checkbox"/> その他()
確認資料(注1) <input type="checkbox"/> 写し(注1)	①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 ⑦資格者証(注3・注4) ⑧基礎年金番号通知書(注5) ⑨その他()
申請の権限の有無の判断	申請の権限が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。
理由	
結果	
証拠資料	<input type="checkbox"/> 確認資料の写し(注1) <input type="checkbox"/> その他()

(注1) 確認した資料の番号を記載する。
(注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。
(注3) 資格者証の種類を記載する。
(注4) 写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は省略する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。
(注5) 写しの基礎年金番号部分は省略する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第51号(第33条第3項関係)
本人確認調書

調査年月日	令和 年 月 日
調査担当者	律
調査対象の登記	受付の年月日【令和 年 月 日】 交付番号【第 号】 登記の目的【 号】
調査対象者(申請人)	住所氏名 <input type="checkbox"/> 登記義務者 <input type="checkbox"/> 登記権利者 <input type="checkbox"/> その他()
申請人となるべき者以外の者が申請しているに疑うに足りる相当の理由の概要	
調査の相手方	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 資格者代理人(氏名) <input type="checkbox"/> その他()
調査方法	<input type="checkbox"/> 面談による調査(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 電話による事情聴取(年 月 日 午前・午後 時 分) <input type="checkbox"/> 資料の提出 <input type="checkbox"/> その他()
確認資料(注1) <input type="checkbox"/> 写し(注1)	①運転免許証 ②在留カード ③特別永住者証明書 ④個人番号カード(注2) ⑤住民基本台帳カード ⑥旅券 ⑦資格者証(注3・注4) ⑧基礎年金番号通知書(注5) ⑨その他()
申請の権限の有無の判断	申請の権限が <input type="checkbox"/> ある。 <input type="checkbox"/> ない。
理由	
結果	
証拠資料	<input type="checkbox"/> 確認資料の写し(注1) <input type="checkbox"/> その他()

(注1) 確認した資料の番号を記載する。
(注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。
(注3) 資格者証の種類を記載する。
(注4) 写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は省略する。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しない。
(注5) 写しの基礎年金番号部分は省略する。また、基礎年金番号は記載しない。

備考 表中の [] の記載は注記である。